

瀬戸市福祉事務所規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第11号

瀬戸市福祉事務所規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市福祉事務所条例（昭和47年瀬戸市条例第8号。以下「条例」という。）に規定する瀬戸市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）の所管、組織及び事務分掌等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 福祉事務所は、瀬戸市事務分掌条例（平成17年瀬戸市条例第26号。以下「事務分掌条例」という。）第1条に規定する健康福祉部が所管する。

(組織)

第3条 福祉事務所の事務を分掌させるため、次の課及び室を置く。

- (1) 社会福祉課
- (2) 高齢者福祉課
- (3) こども未来課
- (4) 保育課
- (5) 家庭児童相談室

(所掌事務)

第4条 前条に規定する課及び室における事務分掌は、別表のとおりとする。

(職員)

第5条 福祉事務所に所長を置く。

2 福祉事務所の課に、課長及び必要な職員を置き、家庭児童相談室に室長及び必要な職員を置く。

第6条 所長は、事務分掌条例第1条に規定する健康福祉部の部長の職にある者をもって充てる。

2 課長及び室長は、瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する機関のうち、次に掲げる機関の課長又は公所長の職にある者をもって充てる。

(1) 社会福祉課

(2) 高齢者福祉課

(3) こども未来課

(4) 保育課

(5) 家庭児童相談室

3 職員は、前項各号に掲げる機関の職員をもって充てる。

（職務）

第7条 所長は、市長の命を受け、福祉事務所の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 室長は、上司の命を受け、家庭児童相談室の事務を掌理する。

（専決）

第8条 専決事項は、瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）を準用する。この場合において、「部長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

（補足）

第9条 この規則に定めるもののほか、事務の執行及び職員の服務に関し必要な事項は、瀬戸市文書取扱規程（平成13瀬戸市訓令第4号）等、瀬戸市におけるそれぞれの規則その他の訓令を適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

課及び室	事務分掌
社会福祉課	<ol style="list-style-type: none">1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項に規定する業務に関する事。2 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する業務に関する事。3 瀬戸市福祉事務所長委任規則（昭和第62年規則第3号。以下「委任規則」という。）第2条、第2条の2、第3条第1号、第3条の2、第4条及び第5条から第7条までに掲げる事務に関する事。4 市の機関との連絡に関する事。5 福祉事務所の庶務に関する事。
高齢者福祉課	<ol style="list-style-type: none">1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の4第2項に規定する業務に関する事。2 委任規則第8条に掲げる事務に関する事。
こども未来課	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第9条に規定する業務に関する事。
保育課	委任規則第3条第4号から第7号までに掲げる事務に関する事。

家庭児童相談室	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="470 201 1404 459">1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第8条の3（同法第28条の2において準用する場合を含む。）に規定する自立支援に関すること。<li data-bbox="470 492 1404 604">2 委任規則第3条第2号、第3号及び第8号に掲げる事務に関すること。
---------	---